

第 29 章 EU 指令への対応

第 1 節 EU における我が国会計基準の同等性評価の問題の概要

EU（欧州連合）は、「リスボン戦略」（2000 年 3 月）において、2010 年までに「世界で最も競争力があり、かつ力強い知識経済となること」を目標に掲げている。同戦略は、それを達成するための 6 つの優先分野の一つとして金融サービスを挙げ、その時点で既に定められていた「金融サービス行動計画（FSAP: Financial Services Action Plan）」（1999 年 5 月）に基づき、2005 年までに EU 域内の金融市場の統合を目指すこととしている。EU は、その一環として金融分野の規制・基準の統一を進めている。

こうした指令のうち、発行開示に係る「目論見書指令」（2003 年 11 月採択、2005 年 7 月施行）及び定期開示に係る「透明性指令」（2004 年 12 月採択、2007 年 1 月施行予定）は、EU 域内市場で資金調達（証券の公募・上場）を行う外国の証券発行者に対し、連結財務諸表の作成に IAS（国際会計基準）又は IAS と同等の会計基準の使用を義務づけている。このため、我が国各界において、我が国会計基準が IAS と同等と認められるかどうかの問題が注目されている。これは、この問題が以下の観点から重要と考えられるからである。

第 1 に、EU における日本基準の評価は、あくまでも IAS との比較にとどまるものであるが、日本基準の質に対する国際的信頼に関わる問題である（マクロ的観点）。第 2 に、我が国の証券発行者は、従来から EU 資本市場において活発な資金調達活動を行っており、2005 年 3 月末現在で、我が国の少なくとも約 210 の証券発行者（うち株式上場企業約 54 社）が EU 資本市場において証券を上場している。したがって、この問題は、我が国証券発行者による EU 資本市場へのアクセス可能性に関わる問題である（ミクロ的観点）。第 3 に、世界の主要な資本市場の 1 つである EU 資本市場が、そのグローバルかつ開放的な性格を維持するかが問われている問題である。第 4 に、我が国資本市場の重要なインフラ（基盤）であり、企業会計基準委員会（ASBJ）を通じて、資本市場における市場参加者の選択と合意により形成される日本基準の国際的コンバージェンスの進め方に関わる問題である。

第2節 同等性評価のプロセス

我が国会計基準のIASとの同等性評価を行うため、2004年6月、EC（欧州委員会）は、EU加盟各国の証券規制当局から構成されるCESR（欧州証券規制当局委員会）に対し、日本・米国・カナダの各会計基準の国際会計基準（IAS）との同等性に関して技術的助言を行うよう指示した。CESRは、まず、同等性の意味及び同等性の技術的評価の方法・基準等を明らかにする「概念ペーパー」（2005年1月）を策定した。そして、CESRは、概念ペーパーを踏まえて、2005年7月に、日・米・加の各会計基準に関する具体的な同等性評価を行う技術的助言を公表した。CESRは、これらの過程で、関係者から広く意見を聴くため、公聴会の開催やパブリック・コメントを求める機会を設け、我が国からも、金融庁、ASBJ、日本経済団体連合会及び日本公認会計士協会等が意見を出した。

CESRの技術的助言においては、①日・米・加の各会計基準はいずれも全体としてIASと同等であると評価した上で、②一定の補完措置（追加的な情報開示）をそれぞれにつき求めている。日本基準に対しては、非連結の適格特別目的事業体（QSPE）を連結させた補完計算書（仮定計算ベースの要約財務諸表）の作成、企業結合（持分プーリング法）及び在外子会社の会計基準の統一に係る各差異についての補完計算書の作成等の補完措置を求めている。我が国会計基準が全体として同等と評価されたことは、これまでの整備・改善を通じて国際的にも質が高く信頼できるものと認められたものであると考えられる。一方、補完措置が求められることにより、我が国証券発行者にとってのコストの問題が残されている。

第3節 金融庁の取組み

我が国の会計基準は、「会計ビッグバン」等を通じて、急速に整備され、国際的な会計基準と整合性のある同等なものとなっていると考えられる（連結会計、退職給付金会計、税効果会計、金融商品の時価会計、減損会計や企業結合会計）。こうした認識の下、金融庁として、国内の官民の関係機関（外務省、経済産業省、ASBJ、日本経団連や会計士協会等）と緊密に連携・協力して、EUにおいて日本基準の同等性が認められるよう、積極的に働きかけを行ってきている。具体的には、EC、CESR、EU主要国の財務省・証券当局やEUの主要証券取引所等の関係者に対し、公式・非公式に、またハイレベル・テクニカルレベルで働きかけを行ってきたところである。その際には、英文説明資料を用いて、我が国の会計基準の内容を説明し、理解が得られるよう努めてきた。

こうした働きかけの結果、当初は2005年からとされていた第3国の証券発行者に対するIAS又はIASと同等の会計基準の義務づけが2年間延期され、2007年からとされることとなったほか、2005年1月1日以前にEU市場で上場された第3国の発行者の負債証券について、一定の要件の下での年次財務報告書における第3国基準の使用や半期財務報告書の開示義務の10年間の適用除外が認められた。また、我が国会計基準が、米・加の各基準とともに、世界の主要な会計基準の1つとして、同等性評価の対象とされ、CESRによって、我が国会計基準は米・加の各基準とともに全体としてIASと同等と評価される等の成果が得られている。

ECは、CESRの技術的助言を踏まえ、2006年初めまでに、日・米・加の各会計基準のIASとの同等性評価について最終決定を行う予定である。金融庁としては、引き続き官民の関係者と連携・協力し、我が国会計基準のIASとの同等性が認められるよう、適切な対応に努めていく考えである。